

名環第277号
2024（令和6）年6月3日

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村
ごみ処理広域化基本構想検討委員会
会長 樋口 能士 様

名張市長 北川 裕之



伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約第4条第1項の規定に基づき、4市町村における一般廃棄物の安定的、効率的、かつ持続可能な適正処理の確保のため、次の事項について諮問します。

諮問事項 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想の策定について

付属資料【経緯】

(1) ごみ処理の現状と課題

伊賀市及び名張市におけるごみ処理につきましては、伊賀市北部地区をさくらリサイクルセンターが、伊賀市南部地区及び名張市全域を伊賀南部クリーンセンターがそれぞれ担っていますが、地元地域との操業協定が令和16年3月までの期限とされています。

笠置町及び南山城村につきましては、和束町と共に相楽東部クリーンセンターにおいて可燃ごみの焼却をしていましたが、地元地域との操業期限の到来により操業を停止し、そのごみ処理を伊賀市内の民間施設に頼っている状況です。

このように、4市町村においては、持続可能なごみの適正処理に向けた新しいスキームの構築が必要であり、その手段として広域化・集約化を検討する必要があります。

(2) ごみ処理広域化の検討

ごみ処理施設の広域化については、平成31年3月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に係る通知が発出されており、現在の社会情勢を踏まえ、将来にわたり、持続可能な適正処理を確保できる体制のあり方を検討することが必要であると示されています。

三重県におかれましては、各自治体が行った方向性の意思決定に対し、意向を十分に斟酌しながら、必要な協力、調整を行うとされています。

京都府におかれましては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など、様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用する考えのもと、広域化プランを令和5年12月に策定されました。

伊賀市では平成26年3月、伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会より「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討に対する答申」の中で、財政状況から考えると、施設の更新や維持管理については、単独で実施することが困難な状況であり、効率的なごみの減量化・資源化及び施設整備・運転管理の検討を行う必要があるため、将来的なごみ処理の広域化を基本理念とすべきと示されました。

名張市では令和2年2月、伊賀市、名張市、伊賀南部環境衛生組合において「伊賀市・名張市における一般廃棄物処理方法検討会」の報告書がまとめられ、建設時のスケールメリットにおいて、100t/日規模の施設と200t/日規模の施設建設費を比較した場合、ごみ処理施設の規模が2倍になったとしても建設費は2倍とはならないため建設経費の削減が十分期待できること、また、単独設置と広域化された施設の運営に係る人員はほぼ同数となるため、運営経費の削減効果も大きいことなどから、伊賀市及び名張市の両市による新しい施設でのごみ処理広域化を検討していくという結論に至り、既存施設の操業を令和16年3月末ま

で延長し、広域化に向けた協議を始めてまいりました。

笠置町及び南山城村では、和束町を含めた相楽東部クリーンセンターを現在、休炉としていますが、用地内の一部で崩壊が懸念されることから廃炉も視野に入れた検討が必要な状態です。また、単独で自区内処理の整備を行うには施設規模が3 t/日程度しかないため整備が困難であり、京都府内のごみ処理施設等への参画は操業期限のタイミング等からも困難であると判断しました。

伊賀市を中心市として形成している定住自立圏の構成町村という繋がりもあり、令和5年3月、伊賀市に対してごみ処理広域化の協議への参画を表明いたしました。

いずれの市町村においても、ごみの排出抑制に関する周知やごみの分別による資源化の向上により、ごみの減量に努めておりますが、令和4年4月から施行されたプラスチック資源循環法に対応できるような、体制は整備出来ておらず、また、人口減少とともに、ごみの総排出量も減少していくなか、単独での施設となると、一般廃棄物の安定的な処理を継続することは困難が予想されます。

一般廃棄物の安定的、効率的、かつ持続可能な適正処理の確保を目指した施設運営や整備の検討は共通の課題であることから、三重県及び京都府の職員の方にも協議の場に入っていただき、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が連携しながら、広域化を検討することとなりました。